

## 平成31年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成31年3月5日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

|      |        |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番  | 木村 圭君  | 第2番  | 大澤由香里君 | 第3番  | 澤本 幹男君 |
| 第4番  | 清水 明君  | 第5番  | 小峰 陽一君 | 第6番  | 石田 芳英君 |
| 第7番  | 宮野 亨君  | 第8番  | 高橋 邦男君 | 第9番  | 原島 幸次君 |
| 第10番 | 村木 征一君 | 第11番 | 師岡 伸公君 | 第12番 | 須崎 眞君  |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

|           |        |         |        |
|-----------|--------|---------|--------|
| 町 長       | 河村 文夫君 | 副 町 長   | 加藤 一美君 |
| 教 育 長     | 若菜 伸一君 | 企画財政課長  | 山宮 忠仁君 |
| 若者定住化対策室長 | 新島 和貴君 | 総 務 課 長 | 井上 永一君 |
| 住 民 課 長   | 原島 滋隆君 | 福祉保健課長  | 清水 信行君 |
| 観光産業課長    | 天野 成浩君 | 地域整備課長  | 坂村 孝成君 |
| 会計管理者     | 加藤 芳幸君 | 教 育 課 長 | 原島 政行君 |
| 病院事務長     | 須崎 洋司君 |         |        |

平成31年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

平成31年3月5日(火)

午前10時00分 開会・開議

会期 平成31年3月5日～3月19日(15日間)

| 日程 | 議案番号    | 議案名  | 結果   |
|----|---------|--|------|
| 1  | —       | 議長定例町議会開会・開議宣告                               | —    |
| 2  | —       | 3番 澤本 幹男 議員<br>会議録署名議員の指名<br>4番 清水 明 議員      |      |
| 3  | —       | 会期の決定について                                    | 決定   |
| 4  | —       | 議会関係諸報告                                      | —    |
| 5  | —       | 町長あいさつ及び施政方針表明                               | —    |
| 6  | 議案第 1号  | 奥多摩町森林環境整備基金条例                               | 原案可決 |
| 7  | 議案第 2号  | 奥多摩町防災減災基金条例                                 | 原案可決 |
| 8  | 議案第 3号  | 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例                        | 原案可決 |
| 9  | 議案第 4号  | 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                | 原案可決 |
| 10 | 議案第 5号  | 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 11 | 議案第 6号  | 奥多摩町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例                    | 原案可決 |
| 12 | 議案第 7号  | 奥多摩町診療施設設置条例の一部を改正する条例                       | 原案可決 |
| 13 | 議案第 8号  | 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例                        | 原案可決 |
| 14 | 議案第 9号  | 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例                       | 原案可決 |
| 15 | 議案第 10号 | 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例                       | 原案可決 |
| 16 | 議案第 11号 | 大丹波国際釣場の指定管理者の指定について                         | 原案可決 |

| 日程 | 議案番号     | 議 案 名                                   | 結 果     |             |
|----|----------|---|---------|-------------|
| 17 | 議案第 12 号 | 氷川国際釣場の指定管理者の指定について                     | 原案可決    |             |
| 18 | 議案第 13 号 | 日原溪流釣場の指定管理者の指定について                     | 原案可決    |             |
| 19 | 議案第 14 号 | 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について                    | 原案可決    |             |
| 20 | 議案第 15 号 | 川井キャンプ場の指定管理者の指定について                    | 原案可決    |             |
| 21 | 議案第 16 号 | 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について                    | 原案可決    |             |
| 22 | 議案第 17 号 | 氷川駐車場の指定管理者の指定について                      | 原案可決    |             |
| 23 | 議案第 18 号 | おくたまコミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について | 原案可決    |             |
| 24 | 議案第 19 号 | 奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定管理者の指定について        | 原案可決    |             |
| 25 | 議案第 20 号 | 奥多摩町特産物加工体験施設（鴨足草）の指定管理者の指定について         | 原案可決    |             |
| 26 | 議案第 21 号 | 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について          | 原案可決    |             |
| 27 | 議案第 22 号 | 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定について           | 原案可決    |             |
| 28 | 議案第 23 号 | 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定について            | 原案可決    |             |
| 29 | 議案第 24 号 | 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて             | 原案同意    |             |
| 30 | —        | 陳情の受付について                               | 陳情第 1 号 | 経済厚生常任委員会付託 |
|    |          |   | 陳情第 2 号 | 経済厚生常任委員会付託 |
|    |          |   | 陳情第 3 号 | 経済厚生常任委員会付託 |

(午後 2 時 36 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより平成 31 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

3 番、澤本 幹男議員、

4 番、清水 明議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 27 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

平成 31 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 27 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日 3 月 5 日から 3 月 19 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず、本会議について、本日 5 日の本会議であります、議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 40 件であります。本日及び明後日 7 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 8 日は本会議 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 10 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされますようご協力お願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 2 名ですが、その内容についての通告をあす正午までに提出されるよう、よろしくお願いいたします。

また、8 日は常任委員会に付託し、審査が行われた陳情についての採決も行います。

次に、3 月 19 日の本会議 4 日目は、本定例会の最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた平成 31 年度一般会計を始めとする特別会計、事業会計の全 8 議

案の委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき、閉会する予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が3件と報告されましたので、明後日3月7日、本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査を願います。

なお、陳情について、8日に採択と決せられた場合には、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

次に、予算特別委員会は、3月12日に開会し、平成31年度の各会計予算の概要説明を受けることに決定しております。3月14日についても予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

議案第1号から議案第10号までの各議案については、それぞれ単独上程の上、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第11号から議案第23号までの13議案については関連がありますので、一括上程の上、即決と決定しております。

次に、議案第24号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて、につきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては無名投票と決定しております。

本会議第1日目の本日3月5日は、この議案第24号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目の明後日7日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

議案第25号から議案第32号までの平成30年度一般会計を始めとする特別会計・事業会計の補正予算の8議案につきましては一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第33号から議案第40号までの平成31年度一般会計を始めとする特別会計・事業会計の当初予算の8議案については一括上程とし、議長を除く議員11名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定であります。

以上が本定例会の会期日程と議案などの取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要をまず秋川流域斎場組合議会議員、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰陽一議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） それでは、平成31年第1回秋川流域斎場組合議会定例会の報告をいたします。

去る2月18日午後2時より、秋川流域斎場組合会議室において定例会が開かれ、町からは、町長、澤本議員、私小峰と原島住民課長が出席いたしました。

加藤光徳議長より開会が宣言され、議事録署名議員の指名、1日の会期の決定の後、管理者から議案提出理由の説明及び近況報告がありました。施設の利用状況は、平成31年1月31日現在、火葬が1,169件で、前年度同月比10件の減、うち組合利用が1,092件で93.4%であること。火葬炉増設工事は1月に工事着手し、3月下旬の試験運転、完了検査を経て4月には稼働予定であるとの報告がありました。

次に、一般質問では、2名の議員から4項目の質問があり、管理者及び事務局長から答

弁がありました。

次に、専決処分の報告及び承認を求めることについては、斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるとの説明があり、質疑の後、採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、組合監査委員の選任の同意を求めることについては、監査委員、松本則夫氏の退任に伴い、後任に日の出町在住の山本征孝氏を選任したく、議会の同意を求める旨の説明があり、質疑もなく、採決した結果、原案のとおり同意されました。

次に、斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、専決処分以外となる平成 31 年度以降の職員の給与に関する条例の改正についての説明があり、質疑の後、採決した結果、原案のとおり決定されました。

次に、平成 30 年度秋川流域斎場組合会計予算（第 2 号）については、式場使用件数の増加により、歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、総額を 2 億 8,891 万 9,000 円とするとの説明があり、質疑の後、採決した結果、原案のとおり決定されました。

次に、平成 31 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金については、負担金の総額を前年度同額の 1 億 6,000 万円とすること、負担の割合は例年どおり均等割額 10%、人口割額 40%、利用割額 50%とするとの説明があり、質疑もなく、採決した結果、原案のとおり決定されました。

次に、平成 31 年度秋川流域斎場組合会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,208 万 8,000 円で、対前年度比 4,700 万円の減額を計上していること、この減額は、火葬炉増設工事の完了による工事請負費の減額が主な要因であること、それ以外は所要額の調整により、ほぼ昨年度同様に計上しているとの説明及び質疑の後、採決した結果、原案のとおり決定され、第 1 回定例会は閉会されました。

以上で、平成 31 年第 1 回秋川流域斎場組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、秋川流域斎場組合議会定例会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔7 番 宮野 亨君 登壇〕

○7 番（宮野 亨君） 平成 31 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告をいたします。

去る 2 月 21 日午前 9 時 30 分から平成 31 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会が西秋川衛生組合 3 階説明会室で開かれ、町からは、町長、石田議員、清水議員、

私宮野と原島住民課長が出席しました。

議長による開会宣言に続き、会議録署名議員の指名、1日の会期の決定の後、諸般の報告では、管理者から提出案件説明及び近況報告があり、汚泥再生処理センター整備工事が最終工程に入ったこと、新施設は順調に稼働していること、旧施設跡地については財産処分のため検討を進めているとの説明がありました。

次に、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者から専決処分した報告と、事務局長からは、あきる野市給与改定に伴い、改正したものであることの報告があり、質疑もなく、採決した結果、承認されました。

次に、平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び平成30年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）は、関連があるため一括議題とし、負担金では2,995万2,000円を減額し、負担金総額を10億5,019万8,000円とすること、補正予算では、予算総額から歳入歳出それぞれ2,995万2,000円減額し、補正後の総額を15億1,506万1,000円とすることの説明が管理者から行われ、次に、事務局長から歳入は負担金の減額によるもので、歳出は契約差金によるもの及び執行見込みによるものであることの説明の後、質疑もなく、それぞれ採決した結果、可決されました。

次に、平成31年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について及び平成31年度西秋川衛生組合会計予算については、関連があるため一括議題とし、市町村負担金は、総額12億4,781万6,000円、前年度比1億632万4,000円の増額となり、うち、ごみ処理分は11億1,477万3,000円、し尿処理部分については1億3,304万3,000円となるとの説明があり、平成31年度予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,807万4,000円、対前年度比2億1,193万9,000円の減額となり、内訳として、ごみ処理施設管理費は、運営・維持管理費が1億3,782万1,000円の増額。し尿処理施設整備費では、汚泥再生処理センターの完成により施設整備費3億5,835万8,000円が皆減となるとの説明の後、質疑もなく、それぞれ採決した結果、可決されました。

次に、議会終了後、引き続き説明会室において議会全員協議会が開かれ、初めに、災害時における避難場所施設利用については、災害時の地域住民並びに帰宅困難者を受け入れるため、説明会室等を避難場所とする予定であるとの説明があり、次に、汚泥再生処理センター整備工事及び旧施設跡地処分に係る概略スケジュール案については、工期は、この3月15日で、その後、竣工検査、竣工式を3月30日土曜日に、内覧会を30日、31日の土日に行う予定であること、跡地処分については、土壌調査・土地鑑定等の委託を行



うとともに、関係市町村で検討委員会を設置し、検討を進めた上で財産処分を行う考えである旨の説明が行われ、質疑もなく終了しました。

以上で、平成 31 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、西秋川衛生組合議会定例会等の報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 40 分から再開いたします。

午前 10 時 23 分休憩

午前 10 時 39 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。平成 31 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、平成 31 年は、町民皆様からの負託を受け、4 期目の町政を担うこととなってから 4 年が経過する任期の締めくくりの年で、通算では 16 年目を迎える年となります。町民の皆様、議員の皆様には、これまでのご支援とご協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

さて、私は、これまで町長として担ってまいりました 16 年に及ぶ町政において、町民の皆様が行政に何を求めているのか、また、どのような考えを持っているのかを常日ごろより意識しながら、町民皆様が安全で安心してこの奥多摩町で暮らすことができるよう、スピード感をもってバランスのとれた行財政運営に努め、町の長年の懸案事項でありました町営水道の都営水道一元化が平成 22 年 4 月に実現し、それ以降、東京都水道局においては、ひむら浄水所、小河内浄水所及び大丹波浄水所など、浄水施設につきましては、膜ろ過施設として浄水所を建設いたしました。また、導水・浄水施設に 3 つの施設、あるいは導水施設整備に 44 億 5,000 万円の投資をしていただきました。最新の浄水設備を備え

た施設となりました。また、老朽化した水道管の更新等については、現在までに耐震性能を含め、おおよそ 30 億円がかけられ、今後も同様に、耐震性能を有した水道管へと生まれ変わり、町の水道につきましては、災害に強い、安全で安心な万全の水道供給体制が実現されるものと思っております。

また、町営水道時代には、一般会計から毎年 5,000 万円を繰り出し、水道会計運営をしてまいりましたが、この財政負担もなくなり、都営水道になりましたことにより、現在まで換算すると約 5 億円の負担軽減、また、各施設の更新等や町が借り入れた起債の償還金 6 億 5,700 万円等を考慮いたしますと、既に現在まで総額で 86 億円を超える多額の財政負担が解消されたこととなります。

議員皆様には 3 施設とも現場を見ていただきましたけれども、あのような施設を町単独でつくるということは到底今の町の財政では無理であります。したがって、これらの縮減によりまして将来に向かって東京都の皆様方に大変ご尽力をいただきました。

当時としては、水道局長である東岡局長、また、当時財務局長である村山財務局長、この 2 人に大きなご支援をいただきました。後に村山財務局長は副知事にも昇格をして、東岡局長については、残念ながら都知事が福祉会館まで協定に来ていただきましたけれども、それまでの準備をして、入院をして他界をされました。大変私としては残念ではございますが、ありませんでしたけれども、ある意味では、今でも忘れることのできないことであり、恐らく一生このこと自身は頭の中に残っていくのではないかなというふうに思っております。

このようにして都営水道施設になったことによって、いろんな財政負担の軽減を図ると同時に、まだ町の水道管の老朽化は全部完了しておりませんので、恐らく 100 億円以上の資金が奥多摩町の水道事業のために投入されるのではないかなというふうに思っております。

したがって、もう一つは、議員の皆様には施設を見ていただきましたけれども、住民の皆様にも機会があればこの浄水所施設については、地下に埋まっていないものですから、すばらしい施設であり、安心して飲める施設でありますので、議員の皆様からご紹介をいただきながら、地域の方が自分のところにこれだけの投資をしていただいているんだということを実感として見ていただければ幸いであるというふうに考えております。

また、公共下水道事業の奥多摩処理区の整備につきましては、18 年度の工事着手から 10 年の歳月と 81 億円もの莫大な事業費をかけて行い、起債につきましても 37 億 7,000 万円と巨額でありましたが、将来の元利償還金への財源対策としまして、減債基金を事業着手当時より 13 億円超まで着実に積み立て、当該基金の活用と将来の財政運営の安定化

を図ったところでございます。

これにつきましても、減債基金につきましても、東京都総務局、特に行政部の皆様方には、町に来庁いただいた時点では、町の職員と議論をし、将来町がいろんな意味で実行していかなければいけない、そのときに一般財源から起債のお金を出すというのはなかなかできないので、減債基金の積み立てをさせてほしいということで、毎年毎年 13 億円まで積み立てをさせていただき、今は下水道事業が終わった時点で、その元利償還金を一般財源に頼らず、減債基金から取り崩して払っているという状況でございます。

また、町単独で行ってまいりましたごみ処理事業においては、クリーンセンターの老朽化等によりまして、焼却施設の更新をせざるを得ないという事態が訪れました。このクリーンセンターの単独については、もう既にほかではそれぞれの組合でやっておりましたけれども、奥多摩町の場合には単独でずっと実施をしてき、また、その更新時期になり、試算をしたところ、約 30 億円という試算結果が出ました。とても国や都の補助金が見つからないという制度になりましたので、この 30 億円の施設を町自身で単独でやるのはなかなか困難であるというふうに私は考えました。また、将来にわたり、全額借金、起債でやるにしても、それは返済をせざるを得ないというようなことから、平成 23 年の 6 月に西秋川衛生組合に加入させていただきました。それまでの間、すぐに加盟をさせてもらったのではなく、西多摩衛生組合、今、並木市長が管理者をやっておりますけれども、青梅、福生、瑞穂等でやっている施設にも声をかけ、並木市長からは、奥多摩がそういう状況になったらいいよという返事もいただきました。もちろん従来の市町村長に声をかけて了解をもらっておりましたけれども、一方では、西多摩衛生組合は 26 市 1 町でごみの最後の処分をする組合に入っております。これにも負担金がかかります。そういう状況の中で、一体どちらを選択するのが町にとってベストであるのかというふうに私は考えました。

そういう点では、西秋川衛生組合では、あきる野市、日の出町、檜原村でちょうど新しい炉の建設をするために、地元の説明会を含めて 8 年間にわたり地域の皆様方の説得に当たった最終段階でありました。私自身は、将来負担の軽減からは、西秋川衛生組合に加入させていただいたほうが町にとって最終的には負担が軽減できると考え、西秋川衛生組合に加入させていただくことを決断し、地元の説明会に、当時のあきる野市長である臼井市長さんに高尾地区、留原地区の検討委員会の皆さんに説明させていただき、いろんなご意見をもらい、現在、当時の連合会長でありました小峰議員もおられますけれども、町の 1 人当たりのごみの量がほかの市町村に比べて多いというようなご指摘をいただきながら、自治会連合会の協力をいただいて、町のごみを減らすための手当をしていただいたことが今

よみがえってまいります。そういう点で、高尾地区、留原地区の皆さんのご返事をいただき、協定を結び、平成 23 年 6 月に西秋川衛生組合に加入させていただきました。

したがって、この西秋川衛生組合は、処分場である 26 市 1 町には加入せず、自分のところで処分をする方式でございますから、その負担金は一切払わず、自分たちの中で処理をしていくという方法を今とっております。加入に当たる施設整備の負担金は、当時 7 億 6,000 万円でありましたから、単独でつくるよりは 22 億 4,000 万円の将来負担が軽減されたことになり、現在では住民生活に必要なごみの処理が不安なく解消され、実行しているという状況でございます。

もう一点は、従来から町の場合には火葬場がございました。単独でやっておりましたけれども、現在の奥多摩中学の反対側にあり、単独で実行しておりましたけれども、それができなくなり、それぞれの火葬場については青梅火葬場、あるいは瑞穂町の組合の火葬場、日の出の火葬場等利用させていただきながら現在までまいりましたけれども、これですと住民の負担が組合負担の約倍以上かかるという問題がございまして、また、町単独では整備することは不可能でありましたので、秋川流域斎場組合に平成 25 年の 5 月より加入させていただき、斎場の利用が組合に加入したことによりまして式場使用料は従来と比較して 2 分の 1、火葬料については 8 万円が 1 万円になる等、安価な料金で利用でき、広く住民に寄与する生活基盤の課題解決を図ってまいりました。

奥多摩町の誕生以来、もう一方では観光立町を標榜する町として、おくたま海沢ふれあい農園の整備、森林セラピー事業の開始、はとのす荘の建て替え等や現在は日本一きれいな観光用公衆トイレを目指し、観光用公衆トイレの清掃を行い、観光事業の振興を実施するなど、多くの町の課題に果敢に取り組んでまいりました。

このような中、行財政改革、財政基盤の安定にも努めさせていただき、私は、平成 16 年 5 月に町長に就任したときの積立基金の状況は 10 億 2,000 万円程度でありました。それを平成 29 年度末には 42 億 8,000 万円とし、約 4 倍に増加させる一方、一般会計における地方債現在高は平成 15 年度末 44 億 5,000 万円だったものが平成 29 年度末には 22 億 9,000 万円と 2 分の 1 に減りました。これは新たな借入金の抑制を行い、その分の財源補完を東京都市町村総合交付金に求め、将来にわたる財政不安の解消に取り組んできた結果であります。

この財政負担の軽減については、私はもちろんでございますけれども、町の職員が一体となって市町村総合交付金を確保するためには、人員の削減、あるいは徴収率の向上等々を含めた行政改革に職員と一体となって進んできた、取り組んだ結果だというふうに私は

思っております。どうかそういう点につきましても議員の皆様方にはぜひご理解を賜りたいと思います。

平成 27 年からスタートいたしました第 5 期奥多摩町長期総合計画においては、「『人森林（もり） 清流 おくたま魅力発信！』～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～」をキャッチフレーズに、豊かな森林（もり）と清流の中で自然と共生する町において多くの魅力に包まれた住む人と訪れる人が癒され、子どもからお年寄りまで生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりを推進しておりますが、その中でも過疎化が進行する町の最大の課題である人口減少への取り組みとして、少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に、また、積極的に推進してまいりました。

この奥多摩創造プロジェクトでは、活力ある地域づくりのため、少子化対策の推進として、出会い・暮らし、子育て・教育の分野、また、住みたい人が住める町を築くため、定住化対策の推進として、仕事、住まいの分野を推進することとしております。これらの対策は、過疎化による人口減少、少子高齢化が進む当町において、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にもつながるものであり、高齢化率は 49%と非常に高い状況が続く中、地域コミュニティが低下しつつある地域も見られる町において、重点的に推進すべき取り組みであると考えて積極的に推進しているところでございます。

このようなことから平成 20 年 3 月には地域全体で子どもや子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、住民皆様が安心して子育てができる環境を整備することを目的に、奥多摩町子ども・子育て支援推進条例を制定し、現在までさまざまな制度や事業の見直しを行い、出会いの場の支援としまして、ふれ愛サポートセンターによる交流の場やふれあいの場の提供を行い、子育て支援としましては、保育料の全額助成、小・中学校給食費の全額助成、高校生までの医療費の全額助成、産後健康診査等費用の助成、さらには保育園から小・中・高等学校までの入園・入学・進学等支援、高校生等通学定期代助成など、これらの 15 項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業の推進や、平成 18 年度には定住促進を目的とした安価に分譲する事業を開始し、平成 21 年度には若者世代の増加を図ることにより、豊かで活力のある地域を目指して、若者定住応援条例を制定し、若者定住応援補助金の推進の支援を行うほか、平成 21 年度及び 22 年度の 2 カ年で町営若者住宅の第 1 弾として、海沢地区に 9 世帯分を建設し、現在では 22 年間定住すると無償譲与する子育て応援住宅や分譲地の整備、数年来重点的に整備を進めている町営若者住宅、空家等活用促進事業交付金等により、町へご寄付をいただいた物件を活用した若者定住応援住

宅、いなか暮らし支援住宅等の整備を一体的に推進してまいりました。

これらの結果、当町の人口は平成 8 年以来、年間平均 150 名ほど減少しておりましたが、平成 29 年においてはマイナス 37 名であり、残念ながら昨年はマイナス 54 名となり、2 年続けての減少は若干鈍っておりますけれども、これはある一定の世帯が急に定住化していた人が転出をしたという特殊な事情があるため、このような数字になっております。従いまして、以前の状況から比べますと、大きな改善傾向に向かっているのではないかなというふうに思うところでございます。

町営若者住宅や若者定住応援住宅、いなか暮らし支援住宅、分譲地の整備等、各種の定住対策を重点的に推進してまいりました事業の成果の一端が、多少でありますけれども、表れてきているのではないかとというふうに考えているところでございます。

平成 31 年度においても、これまでの歩みを止めることなく、小丹波地内で 8 世帯分の町営若者住宅の建設を進めるとともに、平成 30 年度に実施しました 22 年間定住することで住宅を無償譲与する子育て応援住宅につきましては、31 年度も整備を実施いたします。

このような結婚前の出会いの場から定住対策と子育て支援を一体的に推進することで、この奥多摩町に住みたい、住み続けたいという思いを持っていただき、一人でも多くの方々がこの町で暮らせるよう、職員一人ひとりが明確な目的意識を持って奥多摩創造プロジェクトを今後も一層推進してまいります。

次に、町を取り巻く国・都の行財政状況でございます。国では 2 月 21 日に発表されました月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復していると報告され、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行き、海外経済動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとの基調判断が示されております。

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとともに、各種の方針や戦略に基づき、労働制度を始めとして制度全般の改革を進めること、また、10 月に予定されている消費税の引き上げを控え、経済財政運営に万全を期すこととしております。

政策態度の結びには、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待すると報告されており、これらの政策の着実な実行により地域経済の好循環のさらなる拡大が実現されることを期待しているところでございます。

国の平成31年度予算であります。社会保障関係費が前年度と比較して1兆401億円の大幅な増を見ており、一般会計総額は101兆4,571億円と平成30年度当初予算と比べて1兆7,163億円、1.8%増加し、7年連続で過去最大を更新し、100兆円台の大台を突破しております。新規国債発行額は昨年度と比べて1兆317億円減の32.7兆円と引き続き縮減し、公債依存度は約32.2%となっております。

全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育・保育の無償化、介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給や低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化など、社会保障の充実に関することや消費税引き上げによる経済への影響の平準化に向け、中・小売業等に関する消費者へのポイント還元や低所得・子育て世帯向けプレミアム付商品券などさまざまな施策を総動員すること、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づき、緊急対策160項目について、2020年度までの3カ年で集中的に実施することなどに取り組むして、これらの重要課題に重点的に配分がされております。

また、財政健全化については、新経済・財政再生計画のもと、歳出改革の取り組みを継続すること、国債発行額を7年連続で縮減したことなどから、一般会計プライマリーバランスも改善されております。

次に、平成31年度東京都予算であります。東京都は、1月25日に予算原案を発表いたしました。平成31年度の予算は、東京2020大会を推進力とし、東京が成熟都市として新たな進化を遂げ、成長を産み続けられるよう未来に向けた道筋をつける予算と位置づけ、局横断的な連携や行政にはない新たな発想の活用により、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティを実現するための戦略的な施策を積極的に展開すること、ワイズ・スペンディングの視点により、自律的な都政改革を不断に推し進め、一層無駄の排除を徹底し、健全な財政基盤を堅持すること、東京2020大会の開催準備の総仕上げを着実かつ効率的に進めることを基本に編成されております。

一般会計の総額は7兆4,610億円で、前年度比4,150億円、5.9%増となり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会準備の総仕上げなどに伴い、過去最大規模となっております。歳入のうち、都税収入におきましては5兆5,032億円、前年度比2,700億円、5.2%の増、また、政策的経費である一般歳出は前年度に比べ8.0%の増、5兆5,979億

円で、2年連続の増加となり、東京の持続的成長に向けてより一層無駄の排除を徹底する一方、3つのシティを実現するための戦略的な施策の積極的な展開に加え、東京2020大会の開催準備を着実に進める予算配分となっております。

東京の持続的成長に向けた施策展開としまして、気候変動対策として地震・大規模水害などから都民を守る安心して暮らせる東京をつくる対策や、さらなる省エネ、再エネの拡充など、世界をリードする環境先進都市を目指す対策として、次世代自動車等の普及促進など、稼ぐ力の強化、未来を切り拓く稼ぐ都市へとして、激化する都市間競争に打ち勝ち、世界からヒト・カネを呼び込む成長戦略を展開する施策や働き方改革の推進、人と人のつながりが活力を生み出す都市へとして、誰もがいきいきと活躍し、人の力で成長を続ける東京をつくる施策として、働き方改革推進事業などの施策のほか、東京2020大会の成功に向けた取り組みとして全国との連携による大会PRや、東京の多摩と島しょの魅力を磨き、世界に発信する対策として、人の暮らしと自然が調和し、産業が息づく、魅力あふれる地域づくりを支援する施策に予算を配分し、さまざまな工夫をしながら施策展開を行うとしております。

特に、多摩・島しょの振興に係る予算におきましては、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も減少を続け、財政基盤の脆弱な当町にとっては命綱ともいえる財源である市町村総合交付金が前年度比10億円増の560億円で計上されております。

2月15日実施されました小池都知事との意見交換の場においては、東京都町村会長として市町村総合交付金の増額計上について感謝を申し上げたところでございますが、制度創設以来14年連続での増額となり、これまで東京都町村会や知事とのヒアリング等、さまざまな機会でご要望してきたことに対し、市町村の実情を小池都知事にもご理解いただいた結果と考えております。

このほかにも子育て推進交付金、特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金、市町村土木補助や砂防施設等の整備、多摩の森林再生事業、ニホンジカ個体数管理など、さまざまな事業を展開し、多摩・島しょ地域の振興対策を図っております。

次に、平成31年度町予算の基本的な考え方に触れさせていただきます。町においては過疎化に伴う少子高齢化の進行により、高齢化率は平成31年2月1日現在49%と65歳以上の住民が人口の半数に迫る状況の中、町財政における自主財源の中心である税収は、平成19年度以降12年連続して減少する見込みのほか、歳入において大きな比率を占める地方交付税は前年度と同額、東京都支出金は前年度から3億円を超えるプラス計上とした一方、主に基金の取り崩しによる繰入金を大幅に増額した予算編成を行い、一般会計の予



算額は前年度から3億9,000万円増額となる66億8,000万円といたしました。

基金については、近年順調に積立額が伸びておりましたが、下水道事業における起債の本格的な償還による取り崩し、また、予定されている大型事業の財源として取り崩しを行うことから、前年度に引き続き平成31年度末には減額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあるといえます。

31年度は、第5期長期総合計画の中間年となります。従来実施してきた施策を評価することや、個々の事業について毎年度実施している実施計画の中で、費用対効果の面から見直しを行っておりますが、引き続き町民皆様は何を望み、何を優先すべきと考えているのか敏感に感じ取りながら、限られた人材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行においては関係法令等に則り、適正かつ迅速に行っております。

平成31年度の主な予算の内容でございますが、1として、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化・若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画、おくとま魅力発信計画の実現を目指すこと。

2として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事業検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し・再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進すること。

以上の2つを基本的な考え方として予算編成を行いました。

歳入の主な構成であります。都支出金が28億249万円、構成比率では42.0%であります。前年度に比較をして12.5%の増、内水面漁業環境活用施設整備事業費補助金が5,800万円の増、東京都市町村総合交付金が1億5,000万円の増を見込んでおります。東京都市町村総合交付金については、ここ数年14億5,000万円で計上してまいりましたが、近年の交付実績や今後の財政需要等を考慮し、16億円といたしました。都支出金合計では3億1,152万円の増額となります。

地方交付税は15億2,000万円、構成比率22.8%で前年度比増減なしの計上でございます。

町税は7億109万円、構成比率10.5%で前年度比1.6%の減となります。前年度に比べて個人住民税、軽自動車税、入湯税等では増額見込みとしておりますが、固定資産税では土地価格の下落や償却資産の減価償却による影響などにより減額見込みとなり、町税全体

として1,200万円の減額を見込んでおります。

また、積立基金からの繰入金を5億8,000万円とし、1億1,000万円の大幅な増により予算編成を行いました。前年度比では、下水道会計の元利償還金の増に伴い、前年度に引き続き減債基金から2億円、地域活動支援センター建設事業等への財源として公共施設整備基金から2億円、奥多摩駅前観光トイレ改築事業への財源として観光施設等整備基金から3,000万円、その他財源不足の補てんとして財政調整基金から1億4,800万円をそれぞれの基金から取り崩しを行い、財源手当を行ったところであります。

全体では、このように町の歳入の64.8%を国の地方交付税と東京都の支出金が占め、自主財源である町税の10.5%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も8.7%を占め、非常に厳しい状況の中、歳入の予算編成を行いました。

次に、歳出の主な構成であります。民生費13億8,580万円、構成比率20.8%、前年度比22.4%の大幅な増となっております。31年度予算では、少子・定住化対策事業費のうち定住化に係る事業費を土木費へ組み替えたことにより5,200万円の減となっております。障害者地域活動支援センター建設事業費が1億5,100万円、介護老人福祉施設整備への補助事業が9,300万円それぞれ皆増、保育所措置費が3,600万円の増等となっております。民生費全体では2億5,400万円の増額となっております。

次に、土木費が12億8,424万円、構成比率19.2%で前年度比9.3%の増となっております。民生費からの事業の組み替えにより若者定住化推進事業費が4,700万円の皆増、町単独道路新設改良工事が4,800万円、都補助道路新設改良事業が2,100万円、下水道会計への繰出金が元利償還金の増等により1,200万円それぞれ増額となっております。土木費全体では1億913万円の増額となります。なお、近年継続して整備を行い、移住者も多く入居する町営若者住宅については、小丹波地区に1カ所8世帯分の整備費として2億2,560万円を計上しております。

次に、農林水産業費は9億7,348万円、構成比率14.6%、前年度比で0.8%の微減となっております。大丹波国際釣場管理棟建設に伴い、内水面漁業環境活用施設整備事業費が1億600万円、都補助林道開設事業が1,300万円、森林間伐作業委託が1,100万円それぞれ増額となっております。平石橋水管橋工事負担金が7,000万円、山葵田調査事業が1,000万円それぞれ皆減、水の浸透を高める枝打ち作業委託が3,500万円、林道等の維持補修工事が2,500万円それぞれが減額となっております。農林水産業費全体では800万円の減額となります。

次に、教育費は6億8,410万円、構成比率は10.2%であります。前年度比25.5%と

高い伸び率となっております。奥多摩中学校の西側トイレ改修事業などの中学校建設事業費が2,800万円の増、文化会館空調設備改修工事が4,500万円、川井スポーツ・コミュニティ施設、これは旧古里中学校体育館であります、この改修事業が3,500万円、ふれあい館改修工事負担金が2,000万円、校務支援システム等導入事業が1,000万円それぞれ増額となっております、教育費全体では1億3,900万円の増額となります。

次に、商工費であります、4億5,413万円、構成比率は6.8%、前年度比7.4%の増額となります。奥多摩観光協会補助金及び小河内振興財団補助金合わせて1,100万円の減、観光パンフレット作成委託及び総合観光アプリ開発委託が合わせて800万円の皆減となっております、奥多摩駅前観光トイレ改築事業、観光トイレ改修事業、観光看板改修事業などの観光施設整備事業費が4,000万円の増、多言語観光パンフレット新規作成委託が400万円の皆増となり、商工費全体では3,100万円の増額となりました。

一般会計全体は66億8,000万円であり、昨年度と比較して3億9,000万円、6.2%増の予算編成となりました。ただいま申し上げましたように、非常に厳しい歳入状況であります、障害者、高齢者を含め、あらゆる世代の住民福祉を推進するため、民生費、土木費、教育費に重点的な予算配分を行いました。また、町政施行時より観光立町宣言を行い、東京2020大会を来年に控え、インバウンドを含めた観光に係る農林水産業費、商工費に積極的な予算配分を行い、6年連続で60億円超となった平成31年度一般会計予算は、過去最大の予算規模となりました。

特別会計につきましては、介護保険特別会計で施設介護サービス等の保険給付費の増により前年度と比較して6,680万円、8.0%の増となる8億9,880万円となります。

また、下水道事業特別会計では、元利償還金等の増により、前年度と比較して2,100万円、3.7%の増となる6億40万円となり、平成30年度予算に引き続き増額となっております。なお、下水道会計における公債費は、前年度比3,100万円の増の3億6,800万円となり、平成32年度の3億7,000万円をピークに3億円台の償還が35年度まで続く予定でございます。

一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業及び企業会計であります奥多摩病院事業を加えた8会計合計では、前年度比4億9,393万円、5.2%増の99億3,791万5,000円となりました。

次に、平成31年度の主要な事業について触れさせていただきます。まちづくりにおけます町の最上位計画であります第5期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿い、31年

度予算の中で特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明を申し上げます。

「第1章 みんなで支えるホットなまちづくり」として、「誰も元気で健康に暮らせる地域づくり」では、町民皆さんが健康に生活できるように、各種の検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防につながる事業を実施するほか、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう、着実に進めてまいります。

「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む当町においては、次世代を担う子どもを安心して育てる環境づくりのため、出会いから結婚、出産、子育て・子育ちまできめ細やかな支援を行ってまいります。

特に、重点施策の一つとしている少子化・定住化対策は、15項目に及ぶ子ども・子育て支援推進事業の制度を今後も推進するほか、住宅の新築や改築に対して支援する若者定住応援の助成を推進するなどし、町内在住の家庭はもちろんのこと、移住者への支援も合わせて行うことにより、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等の地域コミュニティの維持、活力の向上に努めてまいります。また、31年度は、児童数の増加や公定価格の改定等により保育所措置費等を増額し、計上させていただきました。

「高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり」では、多くの高齢者は住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを望んでいますことから、保健師等の町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら、在宅高齢者への福祉サービスを引き続き推進してまいります。

また、介護老人福祉施設などの施設介護サービスにつきましては、町民が将来にわたり、経済的負担を少なく施設へ入所できることに配慮し、新たに施設整備に対する補助事業費を計上させていただきました。

「障害者が自立して生活できる地域づくり」では、障害者が安心して地域の中で自立した生活を送ることができるよう、医療・福祉などとの連携や継続的な支援相談体制が重要となります。

特に、障害者地域活動支援センターの充実が必要なため、JR鳩ノ巣駅前に新たに建設を行い、障害のある人が必要なサービスを受けられるよう、また、社会参加が図られるよう引き続き推進してまいります。

「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」では、当町では、自治会や隣組などの地域での支え合いや助け合いによる地域コミュニティの力は非常に強いものの少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支え合いが困難となることも想定されてお

ります。引き続き地域の中で支え合いながら安心して暮らすことができるよう、地域の活性化を推進してまいります。

「第2章 やさしさ ふれあい 人と自然」として、「自然とともに歩むまちづくり」では、当町は豊かな水と緑に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、このような環境を大切に保全していくため、環境に配慮した循環型社会の形成に努めるとともに、生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備や公共下水道のさらなる接続の促進、簡易給水施設の安定的な維持管理を行います。

また、ごみ処理につきましては、ステーション方式の収集を行い、効率的なごみ処理に住民皆様のご協力をいただいておりますが、高齢者世帯などの排出困難者に対しましては、新たに戸別に玄関先まで収集することとし、きめ細かく対応することといたしました。

「誰もが住みたくなる心かようまちづくり」では、これまでも住民皆様と行政との協働によるまちづくりの推進をするために、住民が主体となったまちづくり活動への支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう取り組みを行ってまいります。

次に、新たに土砂災害特別警戒区域への住宅対策として改修工事補助金を創設するほか、土砂災害ハザードマップの作成、防災行政無線デジタル更新事業等を行い、自然災害への対策を推進してまいります。

「第3章 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、文化会館は、生涯学習の拠点として活用されておりますが、施設や設備の老朽化が進んでいることから、空調設備の改修工事を予定しております。また、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流としてオーストラリアへの海外派遣事業及びホームステイでの受け入れ事業などを引き続き実施してまいります。

「豊かな能力と強い心を育むまちづくり」では、各学校における施設や設備につきましては、氷川小学校の水道直結化工事、古里小学校の体育館非構造部材耐震化事業、奥多摩中学校では西側トイレの改修事業、水道直結化実施設計委託を実施し、児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。また、すべての学校に教員の負担軽減と効率化を図るため、校務支援システムを導入し、各種帳票・管理作業の電子化並びに学校間グループウェアが利用できる環境を整備いたします。

「誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり」では、昨年第1回を開催しましたスポーツフェスティバルにつきましては、町民のスポーツへの参加を促進し、健康増進につな

るため、さらなる検討をすることのほか、東京 2020 大会パラリンピック正式種目であるボッチャなどのニュースポーツにつきましてもさらに推進してまいります。また、スポーツ関連施設の活用として、川井スポーツ・コミュニティ施設の改修工事を予定しております。

「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」では、町内の郷土芸能を次代に確実に継承するために、一巡した郷土芸能の映像保存について、新たな映像記録保存事業を実施してまいります。また、児童・生徒による継承事業として、笛の演奏体験授業や氷川獅子の実施など郷土芸能の将来の担い手の育成を図ってまいります。また、獅子頭や衣装整備等を計画的に実施し、民俗芸能の用具が適切に維持管理できるように支援をしてまいります。

次に、「第4章 みんなの力がつなげる観光・産業づくり」といたしましては、「住民が元気になる交流観光づくり」では、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれている当町にありましては、その豊かな自然を求め、年間 212 万人を超える観光客が訪れていると推計されております。近年、公共交通機関を利用する観光客を多く見受けられ、ハイシーズンには、奥多摩駅前バスの乗車待ちが長蛇の列になることや外国人観光客が顕著に増加していることなどが感じられます。今後も観光によるまちづくりを推進するべく、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指し、奥多摩駅前観光トイレの改築事業や観光トイレの改修、クリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃を引き続き実施し、イメージアップと観光客数の増加に努めてまいります。

「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、森林再生事業による森林環境の整備や木質バイオマス推進事業による木質資源の活用を引き続き実施いたしますが、平成 31 年度は重要施策としまして、内水面漁業環境活用施設整備事業を活用し、大丹波国際釣場管理棟の建設整備を実施し、各釣場の特色を生かし、外国人観光客や障害者、小さな子ども連れでも楽しむことのできる釣場の整備を進めてまいります。

「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団等の関係団体と連携して、各種イベントや事業の実施に加え、他団体の実施するイベントへの出展により魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報を提供するほか、多言語対応の観光パンフレットを新規で作成することで、外国人旅行者を含めた観光客の誘致につなげてまいります。

「第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として、「官民協働による定住対策とまちづくり」では、過疎化による少子高齢化や地域コ

コミュニティの活性化へつなげるため、住宅用地として分譲地の整備、町営若者住宅等の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を進めてまいります。平成31年度は、小丹波地内若者住宅建設工事のほか、平成30年度からの新規事業として実施しました新築住宅を22年間の入居後に譲与できる子育て応援住宅をさらに建設し、若者を始めとした奥多摩町に住みたいという多くの方々の受け皿を整備してまいります。公営日向住宅の改修設計委託も実施してまいります。

これらの事業の実施に当たっては、地権者や空家所有者の方々を始め、地域の皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。今後も皆様方のご理解とご協力を得ながら定住施策を推進してまいります。

「成果を重視した行政改革の推進」では、第4次行政改革大綱に基づく「量から質への転換を目指した『しごと・ひと・しくみ』の改革」を推進し、町民皆様に満足いただける行財政運営が図られるよう努めてまいります。

また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、役場組織の見直しを行うところでございます。若者定住化対策室を若者定住推進課として、新たに係長職を配置し、従来、地域整備課が所管していました町営若者住宅・空家対策などを所管することで、定住に関する事項を総合的・一体的に推進してまいります。また、住民課生活環境係と地域整備課下水道係を統合し、環境係とすることで、下水道の普及を始め、環境衛生を含め一元的・効率的に事務事業の執行を図ります。これに伴い、地域整備課を環境整備課に名称変更させていただきます。

次に、福祉保健課が所管します国民健康保険と後期高齢者医療に関する事項を住民課へ所管を替えさせていただきます。

また、総務課所管の同和対策、住民課所管の保護司、人権擁護及び行政相談に関する事項を福祉保健課へ所管替えさせていただきます。

役場本庁舎の機能強化に向け、新庁舎建設に関する事項を企画財政課が所管することで、新庁舎建設について明確にし、本格的な検討を始めます。

以上のように、このほど大きな組織の見直しを行いますが、町民皆様には不都合のないよう円滑な事務移管を行ってまいります。

「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中で、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施に当たっては限りある財源を効果的・効率的に執行を行い、身の丈に合った健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見越し、庁舎建設基金

を始めとした基金への積み立てを計画的に行ってまいります。

また、町税の収納率は、都内市町村でもトップクラスの高さであります。貴重な自主財源ですので、今後も収納事務の対策を緩めることなく、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、第1回奥多摩町議会定例会の提出案件について申し上げます。

平成31年第1回町議会定例会に提案します案件については、森林環境整備基金条例など新設条例2件、診療施設設置条例など条例の一部を改正する条例8件、指定管理者の指定については13件、奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてのほか、平成30年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算案8件、平成31年度の一般会計、特別会計、企業会計の当初予算案が8件の合計40件となっております。

これらの議案の具体的な内容につきましては、副町長を始め、所管の課長からご説明申し上げますが、いずれの議案につきましても今後の事務事業を執行する上で必要不可欠のものでありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、冒頭でも申しましたとおり、多くの皆様から負託を受け、4期16年目の年を迎えることになりました。これまで町民皆様のニーズを敏感に感じ取り、スピード感を持って、町の最大の魅力である豊かな自然環境の保全と活用を心がけ、道路や下水道等のインフラ整備、都営水道への一元化、ごみ処理や斎場利用に関する一部事務組合への加入、さらには町の特色を活かした観光や産業の振興、若者定住や子ども・子育てに関する特色ある定住推進施策など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

今後も定住化対策と少子化対策は最重要課題ではありますが、平成31年度の予算計上内容のように、町営若者住宅の建設による定住対策、障害者の地域活動支援センター建設による障害者対策、ごみ排出困難者対策や介護老人福祉施設への補助金などの高齢者対策、土砂災害特別警戒区域に対する対策事業、小・中学校への施設整備など、あらゆる世代や方面に対し施策の推進を図ってまいります。

また、近年増加傾向が感じられる外国人旅行者を含めた観光客への対応として、奥多摩観光の玄関口である奥多摩駅前観光トイレの改築事業や大丹波国際釣場管理棟の建設事業など、東京2020大会を来年に控え、さらなる観光客増加への対策を実施し、現在改修しています奥多摩駅の利便性の向上と合わせて、観光立町を標榜する町として、これからも観光の振興を図ってまいります。

第5期長期総合計画のキャッチフレーズに掲げた「人 森林（もり） 清流 おくたま 魅力発信！」が町民皆様にも、奥多摩を訪れる観光客を始めとする町外の方にも、奥多摩



の魅力を感じていただけるよう働きかけてまいります。

これからも明日の奥多摩を造る奥多摩創造プロジェクトを重点的、積極的に推進するとともに、第5期長期総合計画に定めた施策を着実に実行することで、誰もが住みたい、住み続けたい町の実現に向けて、私の力の限り全力で邁進していく所存でございます。

議員各位並びに町民皆様方の一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、平成31年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たっての私の施政方針とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第1号 奥多摩町森林環境整備基金条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

〔観光産業課長 天野 成浩君 登壇〕

○観光産業課長（天野 成浩君） 議案第1号 奥多摩町森林環境整備基金条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、平成31年度から譲与が開始されることとされております森林環境譲与税を活用するため、規定を整備する必要があるためでございます。

地球温暖化防止、国土保全及び水源涵養のため、森林の整備・管理する財源として、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることから、まずは先行して平成31年度から森林環境譲与税の譲与が開始されるため、健全な森林環境の整備と木材の利活用促進等、将来の事業に備えるため、規定を整備するものでございます。

次のページをお開きください。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第1条では、基金の設置目的を、健全な森林環境の整備と木材の利活用促進等に必要な経費に充てるため設置すると定めるものでございます。

第2条では、基金の積立額について、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

第3条では、基金の管理方法を定めるものでございます。

第4条では、基金の運用益金の処理を、この基金に編入することを定めるものでございます。

第5条では、繰り替えの運用につきまして基金に属する現金を歳計現金に繰り替え運用できる規定を定めるものでございます。

第6条では、処分について、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、この基金全部または一部を処分することができるものとして定めるものでございます。

第7条では、町長への委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号 奥多摩町森林環境整備基金条例につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第1号の質疑を行います。石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

条文第5条の繰り替え運用のところでお尋ねしたいんですけども、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できるとありますけれども、ちょっと調べてみますと、歳計現金というのは、地方税とか、国庫補助金、地方交付税、地方債などを通じて収入される現金で、自治体が物品購入、工事の代金、給与等の支払いに充てる現金のことを言うというふうに定義されておりますけれども、具体的には、このように歳計現金に組み替える場合はどういう場合が想定されるかということ、こういう場合は手続的にはどういうことがされるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

ただいま基金条例の中の第5条繰り替え運用についてご質問をいただきました。例示を示していただいたところでございますけれども、ここで言います繰り替え運用につきましては、一般的にはいわゆる一般会計のほう、歳入の部分で繰入金というような形で、それをもって財源にしまして、今後将来予定している歳出の現状としてはまだお金もたまっていないところですので、これからでございますけれども、森林整備に係る事業等に用いてい

きたいという意味でございます。ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町防災減災基金条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第2号 奥多摩町防災減災基金条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

理由でございますが、自然災害に対する災害予防、応急対策等の施策を推進するため、規定を整備する必要があるためでございます。

本条例の制定につきましては、去る2月27日に開催いたしました議会全員協議会でご説明をさせていただきましたとおり、土砂災害特別警戒区域内で住宅の改修の際には、土砂等による力に対して耐え得る構造とするために補強工事が必要となります。この補強工事に要する費用を補助してまいります。対象となる家屋も多く、その補助金額等災害の予防、応急対策の復旧に要する経費に充てるため積み立てを行い、対象家屋の経費負担の一部を補助するための基金を創設するため、必要な規定を定めるものでございます。

次のページをお開きください。新設の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第1条では、基金の設置目的を災害の予防、応急対策及び復旧等に要する経費に充てるため設置すると定めるものでございます。

第2条では、基金の積立額について一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでござ

います。

第3条では、基金の管理方法を定めるものです。

第4条では、基金の運用益金の処理をこの基金に編入することを定めるものです。

第5条では、繰り替え運用につきまして基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる規定を定めるものです。

第6条では、処分について、第1条で規定いたします目的のため、必要な財源に充てる場合に限り、この基金の全部または一部を処分することができることを定めるものです。

第7条では、町長への委任について定めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

〔観光産業課長 天野 成浩君 登壇〕

○観光産業課長（天野 成浩君） 議案第3号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）

により林地台帳制度が創設され、平成 31 年 4 月 1 日から本格運用となるため、手数料に関する規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、森林法の一部改正において市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備、公表する林地台帳制度が創設されたことから、閲覧及び要約書の交付の申請に当たり手数料を徴収するため、奥多摩町事務手数料条例の一部を改正するものでございます。

条文改め文もございまして、新旧対照表にて説明をさせていただきます。新旧対照表の 1 ページをごらんください。

左側の別表 1 新表におきまして第 36 項及び第 37 項を 2 つ繰り下げ、第 36 項に「林地台帳記載事項要約書の交付 1 筆につき 450 円」を、その下の第 37 項に「林地台帳の閲覧 1 筆につき 450 円」の 2 つをつけ加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、額の算定につきましては、農地台帳の閲覧、農地台帳記録事項要約書と同額でございます。また、西多摩地域の近隣の市町村とも同額でございます。

以上で、議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、石田議員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

このたび林地台帳制度が創設されたということで、台帳をつくられるということですけど、その記載内容はどのようなものかということと、あと第三者が見られるかどうかの 2 点をお尋ねします。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 6 番、石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、林地台帳の閲覧の部分ですけれども、これはパソコンのシステムで、林地台帳と林地台帳の地図を閲覧できるものとなります。

要約書につきましては、この中の所在地目、面積、登記簿上の所有者、現に所有している者、所有とみなされる者、境界の確定に資する測量等の実施状況、そのほか細かい内容がございまして、こういうものが記載されております。

第三者につきましては見ることはできません。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第4号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、提案の理由にもございますとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正によりまして、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲についての規定が改められ、また、災害援護資金貸付けの利率について市町村が条例により定めることとされ、同法律施行令の改正により保証人についての規定についても市町村が条例により定めると改正されたことから、本条例に反映するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の2ページをお開き願います。

第4条では、災害弔慰金を支給する遺族の範囲として、第1号では、死亡者と生計同一であった遺族を第1順位とし、次に、第3号では、死亡者に配偶者、子、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合に限り、新たに生計同一であった兄弟姉妹を加え、災害弔慰

金の支給対象者とするものです。

第 17 条は、利率に関する条文ですが、新たに見出しを利率及び保証人と改め、法律の改正により、災害援護資金の貸付けについて据え置き期間を過ぎた後の貸付け利率については、延滞の場合を除いて条例によって 3%以内で定めることができるとされたことから、町においても 3%以内と定め、新たに第 2 項において保証人を立てなければならない規定を追加するもので、第 3 項では、保証人についての連帯債務を負うことを規定するものです。

第 18 条では、償還について、第 1 項においてこれまでの年賦、半年賦償還に加え、月賦償還も可能とし、第 3 項では、保証人についての規定が施行令から除かれたことから、引用する施行令の条番号を改めるものです。

附則でございますが、第 1 項で、施行期日をこの条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することを規定し、第 2 項では、第 17 条利率及び保証人についての改正及び第 18 条償還等に関する規定についての経過措置について定めるもので、新条例の施行日以前に生じた災害により被害を受けた場合については従前どおりとするものでございます。

以上で、議案第 4 号 奥多摩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 4 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 4 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 4 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 4 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 4 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 5 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第5号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の3ページをごらんください。

第10条第3項第5号において、下線の部分のうち、括弧でくくられた部分を追加するもので、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業でございますが、この事業に携わる放課後児童支援員の資格要件に、学校教育法の一部改正により大学制度の中に新たな高等教育機関として専門職大学が設けられ、この専門職大学の前期課程の修了者が追加されたことにより、規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第5号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第5号については原案のと



おり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 6 号 奥多摩町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 6 号 奥多摩町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

1 枚おめくり願います。所得税法の改正により、条例第 2 条第 2 項第 1 号中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

本条例につきましては、東京都が心身障害者福祉手当に関する条例において、市町村が条例を制定して行う心身障害者福祉手当の支給に要する経費を負担すると規定されていることから、都の条例の規定に準じて制定した条例であり、条文の改正につきましても、同様に都条例の改正に準じて改正しているものでございます。

附則でございますが、第 1 項の施行期日につきましては、既に都条例が改正されていることから、公布の日から施行するとしており、第 2 項で経過措置として、この改正規定については、平成 31 年 8 月 1 日以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、7 月以前の月分の支給につきましては従前どおりとするものです。

以上で、議案第 6 号 奥多摩町心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 6 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 6 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 6 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 6 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町診療施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第7号 奥多摩町診療施設設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町診療施設設置条例に掲げる診療施設において、その運営と管理を地方自治法に規定する指定管理者に行わせることを可能とするため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の5ページをお開き願います。

第4条は、診療施設の貸与についての規定ですが、これまで町の診療施設では貸与することのみを規定しておりましたが、提案理由にもありますように、多様な運営形態が可能となるよう、本条についても貸与することができると改めるものでございます。

第6条から第9条までは新たに追加するもので、先ほども申し上げましたとおり、多様な運営形態を可能とするため、指定管理について規定するものです。

第6条は、指定管理者による管理として、町長は地方自治法の規定に基づき、公の施設である診療施設の管理を指定管理者に行わせることができることを規定し、第2項では、指定管理者に診療施設を適切かつ継続して運営ができるよう予算の範囲内で診療施設運営交付金を支払うことができることを規定しております。

第7条は、前条で規定した指定管理の指定の手續について、本条に記載の条例によるものであることを規定するものです。

第8条は、指定管理者の行う業務で、第1号では本条例第3条に規定する診療、処置、手術及びその他の治療等のいわゆる診療行為に加え、第2号でその他町長が必要と認める業務を合わせて規定しております。

第9条は、利用料金として、指定管理者が不特定多数の方が施設を利用した場合の料金、この場合、医療機関を受診した際の負担金に加え、保険診療による健康保険からの診療報酬等については、指定管理者の収入とすることができることを規定するもので、第2項で

はその利用料金の根拠となる法令について規定し、第3項ではその他保険適用外の、例えば健康診断料、診断書等の文書料等については指定管理者が定めることを規定しております。

第10条及び第11条は、これまで第6条及び第7条として規定されていたもので、新たに条が追加されたことから、それぞれ4条ずつ繰り下げたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 奥多摩町診療施設設置条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第7号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第7号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第8号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 坂村 孝成君 登壇〕

○地域整備課長（坂村 孝成君） 議案第8号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、町が建設する住宅を町営住宅として活用するため、規定を整備する必要があるためでございます。

平成31年度に小丹波字宮ノ下468番地に建設を予定してございます木造2階戸建て8戸の町営住宅につきまして、町営若者住宅として賃貸をするため、住宅の月額使用料の

設定をするもので、町が管理しております住宅の使用料、また、これまでに整備を行った若者住宅の使用料を勘案し、少子化若者定住化対策プロジェクトチーム職員の意見等を参考に使用料の月額を設定し、統一性を図るため、入居期間を延長する場合の住宅使用料及び月額を定めるものでございます。

条例の改め文もございしますが、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表の6ページをごらんください。

第2条の表中、中略の下段、若者住宅（小丹波第3（南ノ原））の項の次に名称、若者住宅（小丹波第4（宮ノ下））、位置、奥多摩町小丹波468番地、戸数、8戸を加えるものでございます。

次に、別表第2、中略の下段、若者住宅（小丹波南ノ原）の項、名称の欄中、若者住宅（小丹波南ノ原）を若者住宅（小丹波第3（南ノ原））に改め、同項の次に名称、若者住宅（小丹波第4（宮ノ下））、使用料（月額）に「3万3,000円 ただし、条例第6条の2の規定により入居期間を延長する場合は6万6,000円」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案8号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第8号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第13 議案第8号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第9号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住化対策室長。

〔若者定住化対策室長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 議案第9号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町若者定住応援条例で規定する補助金の要件を拡充するため、規定を整備する必要があるでございます。

なお、この奥多摩町若者定住応援条例は、若者等の定住を応援するもので、住宅の新築やリフォーム、空家の購入費などに最大200万円を補助する事業でございます。

それでは、条例の改め文もございますが、新旧対照表の8ページをお開きください。

第4条第1項に規定している事業費の額ですが、従来は50万円以上であったものを10万円以上にし、申請額にかかわらず1回の申請であったものを「ただし、補助金の限度額に達しない場合は、最初の補助金の支払いを受けた日から起算して1年以内に再度補助金を申請することができる」に改めるものでございます。

また、現在は、同条第1項のただし書きで規定していた「町長が特に必要と認めた者は、この条例の適用を受けることができる。」を新たに同条第3項に規定するものでございます。これにより少額のリフォームが可能になり、最初の支払いを受けた日から1年以内であれば、限度額の200万円に到達するまでは数回申請することが可能となりますので、利用者にとっては選択肢が広がるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第9号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第9号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第10号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長（井上 永一君） 議案第10号 奥多摩町の課に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

理由でございますが、事務の効率化を図るため、組織機構の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

町では厳しい財政状況の中、平成27年に第4次奥多摩町行政改革大綱を策定し、しごと、ひと、しくみの改革をキャッチフレーズに、量から質への転換を目指し、行政改革を推進すると同時に、職員全員が知恵を絞り、住民皆様が求める行政サービスの充実に取り組んでおります。

役場組織につきましては、住民ニーズの多様化に対して簡素で効率的な行政組織を構築するため、組織機構の見直しなど、継続的に取り組んでおりますが、ここで役場組織の一部を見直し、さらに行政改革に取り組んでいくため本条例の一部を改めるものでございます。

それでは、改正内容のご説明をさせていただきます。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の9ページをごらんください。

第1条では、町長部局に設置する課を定めておりますが、このうち若者定住化対策室を若者定住推進課に、地域整備課を環境整備課に改めるものでございます。

若者定住化対策室につきましては、少子化対策、若者定住化対策に一層力を入れて取り組んでいくため、平成28年4月1日に設置をいたしました。ここで対策については一定の成果が上がったため、今後は町の定住促進を総合的・一体的に推進していくため、若者定住推進課と改めるものでございます。

また、地域整備課につきましては、現在の下水道係と住民課生活環境係を統合して下水道、廃棄物処理、清掃、環境衛生などの環境部門を一元的・効率的に処理をしていくため、統合後の係名を環境係とし、課の名称につきましても環境整備課とするものでございます。

第2条は、各課の事務分掌について定めておりますが、行政改革を進めるため、その一

部を改めるものでございます。

第2条の若者定住推進課の項では、若者定住の推進に空家対策、若者住宅の事務を加え、定住に関する事務を総合的・一体的に所管するものでございます。

住民課の項では、生活環境係で所管しておりました第9号から第11号の規定を削除し、新たに現在、福祉保健課で所管している国民健康保険に関すること及び後期高齢者医療に関する事項の所管を替え、新たに第9号、第10号として規定をいたします。

なお、この2号で規定する事務は、総合窓口係で係員を増員して所管いたします。

福祉保健課の項では、第3号の国民健康保険に関すること及び第4号並びに第6号に規定する事務を住民課に移行し、第5号の介護保険に関することを第3号とするものでございます。

なお、現在の福祉保健課国保健康係は、国保事務の所管替えに伴い、4月から健康係と名称を変更いたします。

10 ページをごらんください。環境整備課の項では、第5号中、公営住宅を町営住宅及び公営住宅に改め、第9号から第11号として住民課から所管替えとなる廃棄物処理及び清掃に関すること、環境衛生及び保全に関すること、公害に関することを加えるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものでございます。

また、第2項及び第3項では、本条例の改正に伴い課の名称が変更となったことにより改正が必要となる関連条例の一部改正で、新旧対照表11ページの奥多摩町議会委員会条例及び奥多摩町下水道事業運営委員会設置条例の課の名称の一部を改めるものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第10号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 10 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 10 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 5 分から再開いたします。

午後 1 時 49 分休憩

午後 2 時 05 分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 16 議案第 11 号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定について、日程第 17 議案第 12 号 氷川国際釣場の指定管理者の指定について、日程第 18 議案第 13 号 日原溪流釣場の指定管理者の指定について、日程第 19 議案第 14 号 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について、日程第 20 議案第 15 号 川井キャンプ場の指定管理者の指定について、日程第 21 議案第 16 号 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について、日程第 22 議案第 17 号 氷川駐車場の指定管理者の指定について、日程第 23 議案第 18 号 おくたまコミュニティセンター(奥多摩温泉もえぎの湯)の指定管理者の指定について、日程第 24 議案第 19 号 奥多摩町特産物加工販売施設(四季の家)の指定管理者の指定について、日程第 25 議案第 20 号 奥多摩町特産物加工体験施設(鴨足草)の指定管理者の指定について、日程第 26 議案第 21 号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について、日程第 27 議案第 22 号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第 28 議案第 23 号 奥多摩水と緑のふれあい館 休息所の指定管理者の指定について、以上、13 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 議案第 11 号から議案第 23 号までの 13 議案の指定管理者の指定につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明をさせて



いただきます。

提案の理由につきましては、13 議案とも地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

これら 13 議案につきましては、いずれも 5 年間の指定期間満了に伴い、現在の指定管理者から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことから、お諮りするものでございます。

なお、指定の期間はいずれも平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

初めに、議案第 11 号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、大丹波川国際虹鱒釣場運営委員会でございます。

次に、議案第 12 号 氷川国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、氷川漁業協同組合でございます。

次に、議案第 13 号 日原溪流釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、日原保勝会でございます。

次に、議案第 14 号 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、小河内漁業協同組合でございます。

次に、議案第 15 号 川井キャンプ場の指定管理者の指定について、次の議案第 16 号 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について、次の議案第 17 号 氷川駐車場の指定管理者の指定について、次の議案第 18 号 おくたまコミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について、並びに議案第 19 号 奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定管理者の指定についてまでの 5 つの議案につきましては、指定管理者となる団体は、いずれも奥多摩総合開発株式会社でございます。

次に、議案第 20 号 奥多摩町特産物加工体験施設（鴨足草）の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、株式会社ライフエンターテイメントでございます。当該施設につきましては、これまでイエローが指定管理者でありましたが、本年 1 月に代表者である榎戸恵浪氏が代表取締役となり、株式会社として法人届け出を行い、団体名が改められたものでございます。

次に、議案第 21 号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会でございます。

次に、議案第 22 号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人グリーンウッドでございます。

次に、議案第 23 号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、一般財団法人小河内振興財団でございます。

また、指定管理者候補者の概要につきましては、別紙として添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、この 13 議案につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定に基づき、去る 2 月 8 日に開催しました指定管理者選定委員会におきまして、現在の指定管理者は適任であるとして候補者の選定を行っております。

以上で、議案第 11 号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定についてから議案第 23 号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定についてまでの 13 議案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 11 号の質疑を終結します。

次に、議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 18 号の質疑を終結します。

次に、議案第 19 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 19 号の質疑を終結します。

次に、議案第 20 号の質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、宮野亨議員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

1 点ちょっとお伺いしたいんですが、これ会社となる団体が株式会社になりましたけど、これ契約内容とか家賃等の変更等は別に問題ないわけですよ。その確認だけ 1 点させてください。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 7 番、宮野議員の質問にお答えいたします。

ただいま奥多摩町の特産物加工体験施設の鴨足草の家賃でございますが、使用料として 120 万 9,000 円は変わりございません。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 20 号の質疑を終結します。

次に、議案第 21 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 21 号の質疑を終結します。

次に、議案第 22 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 22 号の質疑を終結します。

次に、議案第 23 号の質疑を行います。5 番、小峰陽一議員。

○5 番(小峰 陽一君) 小峰です。

確認なのですが、休息所という指定管理の範囲がよくわかんないんで、ちょっとそこら辺をご説明願えますか。

○議長(師岡 伸公君) 企画財政課長。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 5 番、小峰議員さんからの質問にお答え申し上げます。

議案第 23 号 水と緑のふれあい館休息所につきましてでございますけれども、具体的にはレストラン付近という形になってございます。

以上でございます。

○議長(師岡 伸公君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 23 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 11 号から議案第 23 号までについて討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 11 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 11 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 12 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 14 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 14 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 20 議案第 15 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 15 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21 議案第 16 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 16 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22 議案第 17 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 17 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23 議案第 18 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 18 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24 議案第 19 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 19 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25 議案第 20 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 20 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 26 議案第 21 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 21 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27 議案第 22 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 22 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 28 議案第 23 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 23 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 29 議案第 24 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 24 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、東京都西多摩郡奥多摩町氷川 1422 番地。氏名、原島幹典。生年月日、昭和 32 年 10 月 31 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、三富隆行氏が平成 30 年 12 月 31 日をもって退職いたしましたので、その後任として原島幹典氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

三富隆行氏につきましては、平成 21 年 10 月 1 日から教育委員会委員として教育行政の発展、教育水準の向上等にご尽力をいただいておりますが、一身上のご都合により、昨

年の12月31日をもちまして辞職されました。

その後任としてご提案申し上げました原島幹典氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございますが、教育及び農林業分野に幅広い識見をお持ちの方であり、人格、識見とも教育委員会委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、原島氏の任期は、前任者の残任期間となりますので、平成33年9月30日までとなることを申し添えさせていただきます。

以上で、提案のご説明を終わります。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第24号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第24号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第24号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（師岡 伸公君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、9番、原島幸次議員、10番、村木征一議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（師岡 伸公君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第29 議案第24号 原島幹典君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、

これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。9番、原島幸次議員、10番、村木征一議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(師岡 伸公君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票、有効投票 11 票、有効投票中賛成票 11 票、反対票 0、以上のとおり賛成が多数であります。よって、原島幹典君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(師岡 伸公君) 次に、日程第 30 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) それでは、朗読いたします。

議請願第 1 号 平成 31 年 3 月 5 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長師岡伸公。請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 3 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 1 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第 1 号、受付年月日、平成 31 年 2 月 7 日、件名、「介護保険制度の改善を求める陳情書」。

陳情人の氏名、あきる野市留原 746 の 4、西多摩社会保障推進協議会事務局長、塚田政夫。

陳情第 2 号、平成 31 年 2 月 7 日、「後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情書」。

あきる野市留原 746 の 4、西多摩社会保障推進協議会事務局長、塚田政夫。



陳情第3号、平成31年2月7日、「アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情」。

羽村市小作台5の21の6、東京土建一般労働組合西多摩支部執行委員長、山口知之。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号から陳情第3号までについて、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号から陳情第3号までについて所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

今会期中に審査を終了するようお願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議2日目は、3月7日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員